

橘小学校等複合化整備事業

入札説明書等に関する質問への回答

- ・橘小学校等複合化整備事業に関して、令和6(2024)年6月20日までに受け付けた入札説明書等に関する質問に対する回答を公表します。
- ・質問は、原則として原文のまま掲載しています。

令和 6 年 7 月

名古屋市

入札説明書等に関する質問回答

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
1	入札公告	10	4	2	ア	入札保証金及び契約保証金の納付義務	入札保証について有と記載してあります。入札保証保険契約等締結した場合も様式5-2の見積もった契約希望金額の100分の5以上に相当する金額保証の証券を提出すればいいのでしょうか。	ただし書でお示ししたとおり、名古屋市契約規則第5条各号のいずれかに該当する場合は免除します。ご質問の「入札保証保険契約」が市を被保険者とする契約であるならば、上記規則第1号に基づき免除します。
2	入札説明書	7	3	7		事業スケジュール	建設期間は令和8年4月1日～令和11年1月31日までとありますが、週休2日工事の実施の制限もあり、建設期間が短いように思います。工期延長の協議は可能ですか。	設計・工事請負契約仮契約書（案）設計・工事請負契約約款第31条に基づき、事業期間の延長を認めることがあります。また、同約款第33条により、事業期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定めることを規定しています。
3	入札説明書	7 12	3 4	7 3		事業スケジュール 予定価格	R8年4月1日の工事着手前時点における工事費算出時に、今後の労務供給環境の悪化及び物価上昇等を起因とする、今回の工事費との乖離が生じた場合については、物価スライド対応及び、工事金額の見直し協議対象の工事であると考えてよろしいでしょうか。	協議対象になり得ます。 設計・工事請負契約仮契約書（案）設計・工事請負契約約款第35条の規定をご参照ください。
4	入札説明書	20	6	4		提案内容に関するプレゼンテーション・ヒアリングの実施	プレゼンテーションは、提案資料を用いパワーポイントによる投影でよろしいでしょうか。	ご質問の方法を想定しています。プレゼンテーション・ヒアリングの実施方法等は、事業提案書の基礎審査を通過した入札参加者の代表企業に連絡します。
5	入札説明書	21	6	6		事業者の選定	落札者の事由により設計・工事請負契約の締結に至らなかった場合のペナルティーは無いとの理解でよろしいですか。	ご質問の事案は、名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）別表第1の6に該当すると考えられます。この場合は、同要綱第3の規定により指名停止を行うこととなります。
6	要求水準書						要求水準ならびに別紙について、令和6年5月2日に公表されたものからの変更点が多々あるように見受けられます。変更箇所と内容を示した資料を提示頂けないでしょうか。例）変更箇所を赤書きしたもの等	入札公告前に公表した要求水準書案からの変更箇所と内容を示した資料については、現に作成しておらず、提示できません。
7	要求水準書	4	1	2	10	事業スケジュール	「新設施設の建設業務及び既存施設の解体・撤去等業務の着手は令和8年4月1日以降とする。」につきまして、教師・生徒の既存施設から仮校舎への引越しスケジュールをご教示頂くことは可能でしょうか。	橘小学校の仮設校舎への移転スケジュールについて、現時点では決まっていません。令和7年度の修了式までは現校舎で教育活動を行うため、引越しの開始は、修了式の翌日（3月25日）以降を想定しています。
8	要求水準書	4	1	2	10	事業スケジュール	「新設施設の建設業務及び既存施設の解体・撤去等業務の着手は令和8年4月1日以降とする。」につきまして、工期が非常に厳しく、事前調査業務は令和8年4月1日より前から行わせていただけないでしょうか。	事前調査業務の内容によります。学校運営に支障がないことが条件となります。
9	要求水準書	5	1	2	11	イ 通信費及び光熱水費等の負担	本事業に要する通信費（電話料、テレビ受信料及びインターネット利用に係る費用等）及び光熱水費（電気使用料、水道使用料、下水道使用料及びガス使用料）等については、事業者が負担する、との記載がございます。事業者が負担する期間は引渡し日までとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	要求水準書	5	1	5		整備計画の位置づけ	地域説明会等周辺地域住民とのやり取りのなかで守らなければならない要求水準（グラウンドレベルや階数（階高）設定など）項目があれば、ご教授ください。	要求水準書第1の「5 整備計画の位置づけ」（5～7頁）を参照してください。
11	要求水準書	8	1	12		各種申請及び手続等	建築確認申請について、民間の確認検査機関も利用可能との理解でよろしいでしょうか。	本事業の場合、建築確認申請ではなく計画通知となります。なお、提出先は特定行政庁とします。適合性判定等については、民間確認検査機関も利用可能です。
12	要求水準書	10	2	1	2	既存施設概要	解体工事もありますため、正確な工期検討をするにあたり、既存施設の見学機会を設けて頂けないでしょうか。	既存施設の見学会は、令和6年2月20日に実施しています。再度見学の機会を設ける予定はありません。 既存施設の状況は、学校の敷地外からご覧ください。
13	要求水準書	11	2	1	5	ア 地盤の状況	ただし、設計において、事業者が必要に応じて地盤の状況を確認するために、事業者の負担により地盤調査を行うことを妨げるものではない。なお、事業者が行った地盤調査の結果が「参考i地盤状況調査結果」の内容と相違しても、要求水準の変更の対象とはならない、との記載がございます。 事業者側が実施した地盤調査の結果、提案時の工法や杭長等が変化した場合において、要求水準の変更は無いが、変更協議は実施するとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準は変更しません。なお、要求水準を満たすことを前提として、質問の「提案時の工法や杭長等」の変更について協議する場合があります。
14	要求水準書	11	2	1	5	ウ 既存施設の状況	既存施設の杭、基礎、埋設配管等について、原則として全て撤去することとありますが、建替えに支障とならない部分について、残置範囲を明瞭に提示することで、一部残置も認めて頂けると解釈して宜しいですか。	建替えに支障とならない部分についても、原則として全て撤去とします。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
15	要求水準書	12	2	2	1	施設要件	延床面積欄に「10,740㎡以下」の欄が追加されています。06_諸室性能（特記事項）及び別紙07_諸室性能リストの内容を網羅した計画とした場合、指定面積のない廊下の幅等を建築基準法で定める基準の最小限としたとしても、この延床面積以下に納めることが困難であると検証しております。要求の延床面積に納めるため、半屋外的な場所も含め、除外範囲について官民対話にて協議させて頂けないでしょうか。	官民対話を通し、要求水準の内容について協議したい項目がありましたら、質問してください。
16	要求水準書	12	2	2	1	施設要件	要求水準書の整備方針の項目や配置動線計画の項目内に「「ナゴヤ学びのコンパス」に基づき、学校が子ども中心の学びに取り組むことができる環境を整備すること。学校施設全体を学びの場として捉え、教室だけでなく廊下、階段、体育館、校庭等あらゆる空間を学びの場、教育の場、表現する場、心を育む場として活用する。可動間仕切りや移動式ロッカー、従来より広い廊下等、児童が新しい学びをするための環境整備を行うほか、教室の床、壁、廊下等には、温かみのある居場所となるよう木質化を行うものとする。」との記載があります。本計画の整備方針にも関わる重要な記載と内容であると認識しています。しかしこの内容を本質的に実現するためには、要求水準の面積では不十分と考えます。限られた面積を児童の豊かな学校生活へ最大限還元するため、各室面積の許容値を-5%～+10%にするなど柔軟な対応をお願いいたします。	一部の諸室について、標準面積を下回る提案も可とします。具体的な室及び条件は、「別紙07 諸室性能リスト」で指定することとし、近日中に公表します。
17	要求水準書	12	2	2	1	施設要件	表2-4について、延床面積の上限が10740㎡以下と記載がありますが、上段ウに諸室の各室面積は標準面積+10%以内とあります。また、要求水準を満たした上で、その有効性を事業提案書内に明示した場合は、その範囲を超えて提案可とすると思いますが、延床面積の上限10740㎡も上記有効性を提案した場合、その範囲を超えることも可能と解釈して宜しいですか。	延床面積は10,740㎡以下とします。このほか、No.15及びNo.16の回答を参照してください。
18	要求水準書	12	2	2	1	施設要件	“諸室の性能は、「別紙06 諸室性能（特記事項）リスト」及び「別紙07諸室性能リスト」によること。”とあるがここでの性能とは各諸室の仕上げや設備、配置関係のことを示し、左記の性能を担保すれば、階構成は提案者の提案としてもよいか。また、異なる階で提案した場合に失格の対象となるか。	質問前段について、諸室の階の設定は、要求水準書等で示す要件を満たす必要があります。諸室の階は、「別紙07 諸室性能リスト」で示したとおりで、変更はお受けしかねます。質問後段については、基礎審査において、要求水準に適合していないものとして、入札参加者は失格とします。
19	要求水準書	12	2	2	1	施設要件	階数に地上5階以下とあるが、例えば地上4階建ての施設を提案してもよいか。この場合、別紙07諸室性能リストに示される階構成は参考と捉えても問題ないか。	諸室の階の設定は、要求水準書等で示す要件を満たす必要があります。諸室の階は、「別紙07 諸室性能リスト」で示したとおりで、変更はお受けしかねます。
20	要求水準書	16	2	2	2	3 安全性 10 防犯性	ガラスの防犯性能について、出入口のある階においては飛散防止対策を講じたガラス程度とすることとの記載があります。出入口のある階とは、外部から複合施設、及び校舎へ出入りする階との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、ガラスを採用する部分には、出入口のある階にかかわらず、本項以外にも仕上計画、建具計画等に関して要求水準の内容を満たす必要があります。
21	要求水準書	18	2	2	2	5 経済性 4 更新性	・ 上記に加えて、将来の設備容量の増強のための予備スペース等に留意して計画すること、との記載がございます。具体的な増強のイメージはございますか。	現時点で具体的な増強の計画はありませんが、将来的に空調の増設、設備の設置等の際に、取替、改修、増設等が容易に実施できるように計画するものとします。
22	要求水準書	19	2	2	3	構造計画	「表2-7 諸室ごとの積載荷重」について、教室の積載荷重の考え方についてご教示いただけますと幸いです。教室と、体育館・運動場で大差がないため、確認したく存じます。	記載の基準及び名古屋市立小学校の教室と同様に設定しています。提案の内容により不足する場合は、必要な積載荷重を見込むものとします。
23	要求水準書	19	2	2	3	構造計画	避難所として運営で必要となる建築設備は甲類とする。とありますが、想定されている設備を具体的にご教示ください。	「表2-8 発電設備に接続する負荷」（29頁）及び「別紙07 諸室性能リスト」の保安回路で動作する設備となります。なお、設備には、機器だけでなく、必要な配管配線、電源及び通信機器を含みます。
24	要求水準書	20	2	2	4	維持管理・運営に配慮した施設計画	別途発注される管理運営業務に支障がないように配慮すること。また、市が設計業務段階で事業者提案に関する運営上の不都合や支障があるとした事項については、内容を精査し、代替案の提案や修正等、真摯に対応すること、との記載がございます。代替案の提案や修正等により、費用が増加した場合は変更対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準を逸脱しない範囲において、内容を精査し、代替案の提案や修正等、真摯に対応することは請負代金に含まれ、請負代金を変更することはありません。
25	要求水準書	21	2	2	5	ア 配置計画	地階の階高について、5.5m以上とありますが、別紙7の児童館体育室の天井高さが5.5mとあります。地階の階高について、児童館体育館の天井高さが確保できれば、5.5mでない案も可能と解釈して宜しいですか。	新施設は、計画地周辺への圧迫感の低減等を図ることを目的として、地階の階高を計画し、建物の全体高さを抑えるものとします。地階の階高については、要求水準の天井高等の条件を満たし、上記の目的や建物の全体高さを抑えることを条件として、提案に委ねます。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
26	要求水準書	21	2	2	5	ア 配置計画	(シ) 階高は地階を5.5m以上と記載がありますが、各諸室の条件を満たした計画であれば、必ずしも地階すべてにおいて5.5mを確保しなくても良いと判断して宜しいでしょうか。	No.25の回答を参照してください。
27	要求水準書	21	2	2	5	ア 配置計画	“階高は地階を5.5m以上とし”とあるがこれは要求水準書p.12 表2-4に示されている、児童館体育室（ホール）の天井高5.5m以上という要件から決められていると解釈するが、吹き抜けを設ける等により地階の階高を5.5m以下とする提案をしてもよいか。地階の階高を5.5m以下とした場合、失格となるか。	No.25の回答を参照してください。
28	要求水準書	21	2	2	5	ア 配置計画	非居室の設置階について、地下2階の設置も可能とのことですが、その場合、別紙07の諸室性能リストの設置階について、提案可能と理解して宜しいでしょうか。	「別紙07 諸室性能リスト」において、階の欄を「提案」としている室は、設置階を提案するものとします。そのほか、諸室の階は、「別紙07 諸室性能リスト」で示したとおりで、変更はお受けしかねます。
29	要求水準書	21	2	2	5	ア 配置計画	“非居室は地下2階に設けても良いものとする”とあるため、別紙07諸室性能リストに示される階構成はあくまで参考と捉えても問題ないか。	No.28の回答を参照してください。
30	要求水準書	21	2	2	5	ア 配置計画	階構成を提案者の提案として委ねていただける場合、運動場（人工地盤）の設置レベルについても提案することは可能か。	諸室の階の設定は、要求水準書等で示す要件を満たす必要があります。諸室の階は、「別紙07 諸室性能リスト」で示したとおりで、変更はお受けしかねます。
31	要求水準書	22	2	2	5	エ 職員等動線	“維持管理の観点や改修工事時の作業性を考慮して、屋上へは最低限1か所以上、エレベーター及び階段にてアクセスできるようにすること”とありますが、屋上に設備機器等を設置しない場合、また金属屋根等で提案する場合はエレベーター及び階段でのアクセスは不要と考えてよろしいでしょうか	設備機器等を設けない場合でも、維持管理上、エレベーター及び階段での屋上へのアクセスは必要となります。
32	要求水準書	24	2	2	8	建具計画	外部に面する建具は、フッ素樹脂等の耐候性の高い塗装仕上げとするとありますが、これは鋼製建具に対しての記載と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	要求水準書	37	2	2	11	イ 運動場	設置する遊具について、鉄棒、ジャングルジム、雲梯、はん登棒、砂場のほかに何を想定されていますか。	運動場の有効面積の確保も重要と考えており、その他の遊具は想定していません。
34	要求水準書	48	4	2	5	障害者団体等へのヒアリング等実施業務	事業者は、障害者団体等へのヒアリングや～とありますが、障害者団体等の等とはどこを指しますか。また、ヒアリング先候補は開示いただけますか。	障害者団体等へのヒアリングに関しては、要求水準書表2-5の大項目4「機能性」の項目3「ユニバーサルデザイン」の3点目をご参照ください（17頁）。 「障害者団体等」とは、障害者、高齢者、子育て、性的少数者等に関わる各種団体や当事者を想定しています。 ヒアリング先候補は、現時点ではお示しすることができません。事業者の決定後、設計業務着手前に設計業務計画書を作成する際等に市と協議し、決定することになります。
35	要求水準書	54	5	2	2	建設業務及びその関連業務	「ホ 施工時間について、原則として夜間、土・日曜日及び～」と記載がございますが、夜間の定義についてご教示いただけますと幸いです。また、近隣住民に十分配慮した工事計画であれば、開始時間は事業者任意との理解であっておりますでしょうか。	一般的には、午前8時から午後6時までの間を目途に工事が実施されています。 具体的な施工時間については、市との協議の上、近隣住民等に十分配慮した工事計画及び施工時間とし、近隣住民等への説明会において事業者の責任において近隣住民等の理解を得た上で、決定するものとします。
36	要求水準書	54	5	2	2	建設業務及びその関連業務	騒音や光害等、周辺環境に十分に配慮したうえでの夜間作業は実施してもよろしいですか。	No.35の回答を参照してください。
37	要求水準書	54	5	2	2	建設業務及びその関連業務	本業務を行うにあたり、本敷地を～無償で使用する事ができる。とありますが、サブグラウンドも対象との理解でよろしいですか。	本敷地には、サブグラウンドを含みます。
38	要求水準書	55	5	2	3	(カ) 経年検査	「エネルギー削減効果実績書」を経年検査後に提出すること。と記載がございます。様式は事業者任意でしょうか。	市の指定した様式とします。様式は、契約締結後に提供します。
39	要求水準書	63	6	2	4	イ 解体・撤去工事要件	建設発生土について、現場内利用又は工事間利用ができなく、名古屋市の指定先（別紙12建設発生土の搬出候補一覧）へ搬出する場合における対応としては、条例通りでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業者の責任と費用において搬出してください。
40	要求水準書	65	6	2	8	その他解体・撤去等業務において必要な業務	橋の木の一時移設に際し、移設先は場内に限らず、別敷地でも宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。本敷地以外に移設する場合の場所は、事業者において確保するものとします。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
41	要求水準書	65	6	2	8	その他解体・撤去等業務において必要な業務	「橋の木については、解体・撤去工事着手前に一時的に移設し、工事完了後に敷地内に復旧すること。移設、復旧の詳細については市と協議のうえ決定すること。」と記載がありますが、移設場所について、運搬費等を見込むにあたり、現時点でご想定がございましたら事前にご教示いただけますと幸いです。	No.40の回答を参照してください。
42	要求水準書	65	6	2	8	その他解体・撤去等業務において必要な業務	「橋の木については、解体・撤去工事着手前に一時的に移設し、工事完了後に敷地内に復旧すること。移設、復旧の詳細については市と協議のうえ決定すること。」と記載がありますが、柑橘類のため工事期間中に枯れる可能性が高く、新たな橋の木を移植する提案を可能としていただけないでしょうか。	本敷地の橋の木を移設及び復旧するものとし、移設及びにより工事期間中に枯れてしまった場合には、同等品を工事完了時に植えるものとします。
43	要求水準書 別紙06	2				小学校	すべての部屋（廊下、準備室、倉庫、機械室を除く）にインターホン子機を設置する記載がありますが、カメラのない受話器タイプのもので考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、学校用袖扉、トワイライト用袖扉、給食搬入口、職員・来客用玄関、市民利用施設出入口等の外部との通話用は、モニター付きインターホンとします。
44	要求水準書 別紙06	13				児童館体育室（ホール）器具庫	公告時に「とび箱、鉄棒、トランポリン、乗り物遊具等の大型備品が収納可能な収納棚を整備」との記載が追加されています。とび箱、鉄棒、トランポリン、乗り物遊具等の大型備品について大きさを提示願います。	次の大型備品等が収納可能な収納棚を整備するものとします。 とび箱：W800*D950*H1050（2台） 鉄棒：H1600*W1050（2台） トランポリン：Φ1200（1台） 三角マット：W1200*D800*H600
45	要求水準書 別紙06	20				集会室4	ピアノの表記がありますが、別紙08事業者が設置する什器・備品等一覧のP6集会室4のリストには表記がありません。ピアノの設置は本工事からは除外と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	要求水準書 別紙06	23				男子便所・女子便所・バリアフリートイレ	トイレ出入口付近には、音声・点字による案内表示板を設けることとありますが、男子・女子トイレが同じエリアに配置してある場合は、そのエリアに1ヶ所必要という考えで宜しいでしょうか。	男子便所及び女子便所が同じエリアに配置される場合、音声による案内表示板はエリアに1箇所、点字による案内表示板は男子便所、女子便所それぞれの出入口付近に設置するものとします。
47	要求水準書 別紙06	23				男子便所・女子便所・バリアフリートイレ	トイレ出入口付近には、音声・点字による案内表示板を設けることとありますが、男子・女子・バリアフリートイレが同じエリアに配置してある場合は、そのエリアに1ヶ所必要という考えで宜しいでしょうか。	男子便所、女子便所及びバリアフリートイレが同じエリアに配置される場合、音声による案内表示板はエリアに1箇所、点字による案内表示板は男子便所、女子便所、バリアフリートイレそれぞれの出入口付近に設置するものとします。
48	要求水準書 別紙06	23				男子便所・女子便所・バリアフリートイレ	「必要な箇所にベビーシート、フィッティングボード、子ども用便座を整備すること。ただし、各男女トイレ1か所につき最低1個以上は設置するこ」との記載がありますが、HCWCや誰でもトイレに集約して設ける計画として宜しいでしょうか。	バリアフリートイレに集約するのではなく、男女それぞれについて整備するものとします。
49	要求水準書 別紙06	39				家庭科室	コンセント、扇風機の個数が4個と記載ありますが、別紙08 No. 27において、6台と記載があり相違します。6台を正と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。6個を正として、別紙06を修正します。
50	要求水準書 別紙06	42				男子便所・女子便所・バリアフリートイレ（学校）	別紙06にて「バリアフリートイレは各階に1か所設けること」となっていますが、別紙07諸室性能リスト：学校2Fにてバリアフリートイレが2か所記載されております。各階に1か所が正で宜しいでしょうか。	職員用と児童用の2箇所として計画しています。
51	要求水準書 別紙06	44				男子便所・女子便所・バリアフリートイレ（学校）	トイレ出入口付近には、音声・点字による案内表示板を設けることとありますが、男子・女子トイレが同じエリアに配置してある場合は、そのエリアに1ヶ所必要という考えで宜しいでしょうか。	No.46の回答を参照してください。
52	要求水準書 別紙06	44				男子便所・女子便所・バリアフリートイレ（学校）	トイレ出入口付近には、音声・点字による案内表示板を設けることとありますが、男子・女子・バリアフリートイレが同じエリアに配置してある場合は、そのエリアに1ヶ所必要という考えで宜しいでしょうか。	No.47の回答を参照してください。
53	要求水準書 別紙06	65				児童館用図書室	「壁の片面に約1,500冊以上の本が収容できる書棚を設置するスペースを確保すること。」と、片側の条件が追記されています。1500冊を収容する本棚を片側に集めた場合、7～9m程の本棚が必要となります。室面積室の形状が極端に横長になってしまう、もしくは本棚の高さが児童にそぐわない高さになってしまう恐れがあります。必ずしも片側にとらわれず、室形状や使い勝手に沿って計画して宜しいでしょうか。	窓、出入口の他に壁に向かっての自習やお知らせ等の掲示を行うため壁面を利用できるように配慮したうえで、左記以外の壁面及び窓下などにおいて1,500冊が収容できるよう本棚を設置するものとします。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
54	要求水準書 別紙06	72 74				ボランティア室・中高生ルーム ボランティア用倉庫	「児童館エリア内の専用廊下等から直接出入りできる出入口を整備すること」「市民利用施設側の廊下及び屋外から直接出入りできる出入口を1か所設けること。」また、隣接する倉庫への出入口についても記載があり、それぞれが異なるゾーンに繋がる出入口が4か所必要になってしまいます。該当室を各ゾーンそれぞれに面するように計画することは困難であり、方針欄にあるような「室の使われ方」に対しても弊害となることが想定されます。室の方針を重要な項目と捉え、その意図に沿った提案をさせて頂くことは可能でしょうか。	ボランティア室・中高生ルームは、「児童館エリアの近傍に配置し、市民利用施設又は児童館エリア専用廊下及び屋外から直接出入りできる出入口を1箇所ずつ設けること。」と修正します。また、ボランティア倉庫については、「ボランティア室・中高生ルームに隣接し、市民利用施設又は児童館エリア内の専用廊下及びボランティア室・中高生ルームから出入できるよう出入口を整備すること。」と修正します。
55	要求水準書 別紙06	72				ボランティア室・中高生ルーム	配置について「児童館エリア内の専用廊下等から直接出入りできる出入口を整備」とありますが、仕様の欄にて「市民利用施設側の廊下および屋外から直接出入りできる出入口を設ける」となっています。「市民利用施設側の廊下」は「児童館エリア内の専用廊下」と読み替えてよろしいでしょうか。	No.54の回答を参照してください。
56	要求水準書 別紙06	73				ボランティア室・中高生ルーム	冷蔵庫の表記がありますが、別紙08事業者が設置する什器・備品等一覧のP5ボランティア室のリストには表記がありません。冷蔵庫の設置は本工事からは除外と考えて宜しいでしょうか。	「別紙08 事業者が設置する什器・備品等一覧」への記載が漏れていましたので、修正します。
57	要求水準書 別紙06	74				ボランティア用倉庫	配置について「児童館エリア内の専用廊下等から直接出入りできる出入口を整備」とありますが、仕様の欄にて「市民利用施設側の廊下および屋外から直接出入りできる出入口を設ける」となっています。「市民利用施設側の廊下」は「児童館エリア内の専用廊下」と読み替えてよろしいでしょうか。	No.54の回答を参照してください。
58	要求水準書 別紙06	75				避難者支援室	太陽光自立運転コンセントの記載は体育館（学校）、避難者支援室のみとなっています。そのほかに設置する場合、提案可能と考えてよろしいでしょうか。	体育館（学校）、体育館放送室、避難者支援室に設置することとし、その他は提案可能とします。
59	要求水準書 別紙06	85				プレイルーム1・2	プレイルームの面積について、別紙7諸室性能リストでは66㎡×2室となっており、別紙6諸室性能(特記事項)リストでは「プレイルーム1,2は、3：2程度の面積比率で可動間仕切りにより分割」となっています。プレイルーム1,2はそれぞれ66㎡と44㎡程度にて可動間仕切で分割した2室と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。「別紙07 諸室性能リスト」を修正します。
60	要求水準書 別紙06	85				プレイルーム1・2	「プレイルーム1，2は、3：2程度の面積比率で可動間仕切りにより分割できるようにすること」との記載がありますが、【別紙07_諸室性能リスト】からは1・2とも66㎡とも読み取れます。プレイルームは66㎡のものを1室44㎡のものを1室と考えて宜しいでしょうか。	No.59の回答を参照してください。
61	要求水準書 別紙06	88	-	-	-	職員室	「放送室は、屋外運動場が見渡すことができる位置に、スタジオ室は、児童も利用できるような場所に配置すること。」また「放送室は、職員室から直接出入りできる計画とし、スタジオは、廊下、職員室及び放送室から直接出入りできる計画とすること。」とありますが、スタジオについて必要な室の大きさを提示ください。また、スタジオへの出入りは廊下から直接ではなく、職員室内にてゾーニングされた通路を経由した出入りも可能と考えて宜しいでしょうか。	質問前段については、スタジオ10㎡程度、放送室12㎡程度を想定しており、両室を隣接させるものとします。 質問後段については、スタジオへの出入口は、記載の通り廊下、職員室及び放送室からの3箇所を設置するものとします。
62	要求水準書 別紙06	96				保健室	別紙06・別紙07諸室性能リスト：保健室にてオストメイトの設置要求はありますが、多目的トイレ等の設置の要求はありません。オストメイトは誤記と考えても宜しいでしょうか。	誤記ではありません。要求水準書のとおりです。
63	要求水準書 別紙06	104				手洗い・洗面スペース	要求水準案の際に「水栓は各階10個以上設置」とあった内容が公告時に「手洗い・洗面を1 教室あたり 5 個の水栓を設置すること」との内容に変更となっています。3階では7教室×5個＝35個の水栓が必要となり、25個もの水栓が増えています。延床面積の上限が新たに設定された中で、これだけの数の手洗いスペースを確保することは困難と考えます。そのような状況を踏まえ、トイレの洗面も数に含めて計算しても宜しいでしょうか。	手洗い・洗面用の水栓は、1教室あたり5個を目標に設置することとし、提案に委ねます。このように別紙06を修正します。 なお、手洗い・洗面スペースの水栓にトイレの洗面器の水栓を含めることは認めません。
64	要求水準書 別紙06	104				手洗い・洗面スペース	「1教室あたり5個の水栓を設置」とありますが、各階トイレの手洗いを共用部側に計画した場合は、その手洗いの数もカウントして宜しいでしょうか。	トイレの洗面器を廊下等の共用部側に計画することは認めません。 なお、No.63の回答を参照してください。
65	要求水準書 別紙06	109				音楽室	こちらのリストについて多岐にわたる記載が多く、中には室の方針に沿わない場合が見受けられます。例えば音楽室においては「高い防音性を確保」との室の方針に対して「引違い戸」は条件に適していません。室条件を考慮し、異なるの提案も可能と考えて宜しいでしょうか。同じように最優先項目は室の方針と捉えて、最適な計画となるように柔軟な提案を可能として頂けないでしょうか。	音楽室は小学校の教室であり、出入口は、児童の安全面及び楽器等の搬出入に留意し、開き戸ではなく引違い戸を採用したいと考えています。その上で、壁仕上材も含め最大限防音性が図られた提案を求めているとご理解ください。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
66	要求水準書 別紙06	125				5 階EVホール	市民利用施設ゾーンと学校ゾーンとのセキュリティ区画について、EVの制御によって日常的には2～5階にアクセスできないような仕様とするなどのセキュリティの取り方でも宜しいでしょうか。	平面計画やEV制御も含め、学校ゾーンとのセキュリティー区画が成立するようご提案ください。
67	要求水準書 別紙06	125				5 階EVホール	下足箱を設けるとの記載がありますが、何足分必要でしょうか。	下足箱の設置は不要です。別紙06を修正します。
68	要求水準書 別紙07					階	各所室の設置階の明示がありますが、設置階の配置について、提案することも可能でしょうか。	諸室の階の設定は、要求水準書等で示す要件を満たす必要があります。諸室の階は、「別紙07 諸室性能リスト」で示したとおりで、変更はお受けしかねます。
69	要求水準書 別紙07		22			工事書類保管庫	地下1階と階を提案する2室記載されているが、地下1階の1室のみの配置と捉えても問題ないか。	地下1階と1階に2室整備するものとします。
70	要求水準書 別紙07		23 34 127 136			機械 その他	23. 体育館（生涯学習センター）、34. 体育館（学校）、127. 音楽室準備室、136. メディアルーム準備室に「ガス：ガストーブ」とありますが、別紙08には記載がありません。 ガストーブ本体は別途工事とし、ガスコンセントを本工事で設ける解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
71	要求水準書 別紙07		118			倉庫	4階倉庫について、2～4階倉庫（教材資料室）と同じ用途の倉庫として捉えて問題ないか。別の用途としての使用を想定される場合、「別紙06 諸室性能（特記事項）リスト」に追記ください。	「別紙06諸室性能（特記事項）リスト」において、2～4階倉庫（教材資料室）は106頁、4階倉庫は124頁に記載しています。
72	要求水準書 別紙08					参考型番等	参考型番等にメーカー及び仕様の記載がありますが、記載があるものは指定になりますでしょうか。 あくまでも参考の為、メーカー及び仕様については同等品以上であれば事業者側での提案でもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
73	要求水準書 別紙08		84			校長室・応接室	地袋について、室サイズによって寸法を決定しても宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
74	要求水準書 別紙08		126			音楽室	必要な備品の中に楽器収納庫の記載がありません。 【06_諸室性能（特記事項）リスト】にある「教材等の準備、材料や用具、機器等を収納するスペースを確保」については、スペースを確保し、楽器庫については市支給品との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
75	要求水準書 別紙08		130 133			図工室準備室（学校） 理科室準備室（学校）	必要な備品の中に収納棚の記載がありません。 収納棚については市が支給との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
76	要求水準書 別紙08		37			ステージ	Horizont幕の記載がありますが、【06_諸室性能（特記事項）リスト】には「 Horizont幕効果兼用の壁を設置」との記載もあります。どちらか片方の設置で宜しいでしょうか。	Horizont幕効果兼用の壁と Horizont幕吊物機構の双方を設置するものとします。
77	要求水準書 別紙08		66			特別活動室	特別活動室は【別紙07_諸室性能リスト】にて上足での利用としておりますが、下足箱の記載がありません。不要、もしくは市支給と考えて宜しいでしょうか。	下足箱は不要です。
78	要求水準書 別紙08						仮設校舎より運び入れる備品リストがあれば公表をお願い致します。 また、搬入時期については竣工引渡後の令和11年2月1日以降との考えでよろしいでしょうか。	質問前段については、現在使用している備品を継続使用とするか、新規購入するかについては現時点で決まっていないため、運び入れる備品リストはありません。 質問後段については、お見込みのとおりです。
79	要求水準書 別紙08						仮設校舎より運び入れる備品につきましては、市側で行うとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
80	要求水準書 別紙08						既存の生涯学習センター・福祉会館、児童館より運び入れる備品リストがあれば公表をお願い致します。 また、搬入時期については竣工引渡後の令和11年2月1日以降との考えでよろしいでしょうか。	質問前段については、現在使用している備品を継続使用とするか、新規購入するかについては現時点で決まっていないため、運び入れる備品リストはございません。 質問後段については、お見込みのとおりです。 また、№81の回答を参照してください。
81	要求水準書 別紙08						既存の生涯学習センター・福祉会館、児童館より運び入れる備品につきましては、市側又は運営事業者にて行うとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
82	要求水準書 別紙11					B-3 洗面所	「洗面器は、カウンター方式とし、手すりも設けること。」とありますが、例えばWCの洗面器が3連の場合、いずれかの1か所に手すりを設置すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
83	要求水準書 別紙12					受入地	搬出候補一覧の中から想定した、残土受入が困難な場合の、新たな受入先の協議には、運搬費及び処分費の単価差異に伴う金額の見直しも含まれる、とと考えてよろしいでしょうか。	運搬費及び処分費の見直しの可否を含めて、協議して決定することとします。
84	要求水準書 別紙13					体育館（生涯学習センター） 放送室	体育館（生涯学習センター）の南側に「放送室」が計画してありますが、別紙06諸室性能（特記事項）リスト及び別紙07諸室性能リストには記載がありません。体育館（生涯学習センター）に放送室は不要と考えてよろしいでしょうか。	別紙13及び「別紙14 セキュリティの考え方」の誤記となります。「別紙06 諸室性能（特記事項）リスト」及び「別紙07 諸室性能リスト」を正とし、別紙13及び別紙14を修正します。
85	要求水準書 別紙16	2 3	1 4	5 1	① ⑥	基本方針 食育の推進・地域との連携 平面計画・断面計画全般	参考図では配膳ゾーンから調理ゾーンおよびPM調理ゾーンの2箇所の引戸のガラス越しに見学できる計画となっていると推測できますがドア越しでも構わないでしょうか。また、食育の観点から見学できる配慮として必要なスペースや展示等の要求はありますでしょうか。	見学できる計画は引戸のガラス越しでも構いません。 必要なスペースや展示について、要求水準としてはありませんが、提案していただいても構いません。
86	要求水準書 別紙16	2	3	2	3	ゾーニング計画 施設内ゾーニング 参考レイアウト図	給食調理場は調理ゾーン、下処理ゾーン、洗浄ゾーンが1室で構成されていますが別々の室にする必要は無いと考えてよろしいでしょうか。 また、PM調理が何をする場所かわからないためご教授ください。	お見込みのとおり、ワンルームでの構成で、別々の居室とする必要はありません。PM調理と記載するエリアは、午後に洗浄ゾーンとなるエリアで、午前中は調理ゾーンとなります。
87	要求水準書 別紙16	2	3	2	3	ゾーニング計画 施設内ゾーニング	(2) ③ 「給食調理場の各ゾーンについては、検収ゾーン、下処理ゾーン・・・」とございますが、その内「PM調理」とありますが、こちらは、洗浄ゾーンと同じエリアの認識で宜しいでしょうか。	No.86の回答を参照してください。
88	要求水準書 別紙16	5	6	2	11	電気設備 設備項目	電磁調理器・移動式スポットクーラーに関する記載がありますが、機器リストには挙がっておりません。本体は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
89	要求水準書 別紙17	1					工期が厳しいと考えており、現場閉所日数については別途協議とさせていただけないでしょうか。	要求水準のとおりとします。 なお、No.2及びNo.8の回答を参照してください。
90	要求水準書 参考a						参考a 測量図について、CADデータを公開頂きたいです。またサブグラウンド敷地についても敷地測量図のCADデータを公開頂けないでしょうか。	市は、本敷地の測量図のCADデータを保有していません。
91	落札者決定基準	5	4	2	2	イ 提案内容の評価項目の採点基準	入札価格を除いた提案内容に関する評価では、各評価項目において、次に示す5段階により評価し、採点することとする。とありますが、入札参加者による相対評価か絶対評価かご教示ください。	絶対評価で行います。
92	落札者決定基準	10	2	2	2	エ 提案内容の評価項目における評価の視点2．設計に関する評価	2-2 周辺環境・地球環境への配慮／気候・風土・地域性・景観性への配慮（対応様式7-2-7）における評価の視点においては、「地域特有の文化性が表出される工夫について、具体的かつ優れた提案がなされているか」とありますが、想定されている「地域特有の文化性」について、具体例をお示しいただけないでしょうか。（理解の誤りを避ける観点での質問です。）	「地域特有の文化性」の解釈は、応募者に委ねます。地域は、本事業の周辺地域のみならず、名古屋市全体として捉えていただいて構いません。地域の個性が表出するようなご提案を期待します。 具体例の提示は、応募者の提案内容に影響を与えるおそれがあるため、差し控えます。
93	落札者決定基準	12	2	2	2	エ 提案内容の評価項目における評価の視点4．提案全般に関する評価【35 点】	「提案全般に関する評価」とあり、対応様式が明示されていませんが、当該評価を設定された理由をご教示いただけないでしょうか。 （各様式の作成にあたり参考にさせていただきたく、理解の誤りを避ける観点での質問です。）	本評価項目は、評価項目3までで評価できないことや提案内容の総合的な完成度を評価する項目として設定しました。そのため、特定の様式に対応するものではありません。
94	様式集	1				【提出書類一覧表】 6-2 工事費の内訳書	様式6-2 工事費の内訳書については、枚数制限「適宜」とありますが、様式集（Excel）は4枚構成となっています。Excelは枚数を指定するものではなく、項目は適宜追加・細分化して、任意の枚数で提出することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
95	様式集	9	1		4	【各様式記入要領】 一般事項	「添付書類については、指定以外のもので提出しない」とありますが、P.10「4 電子データの提出について」(3)では「各様式・添付資料を全てPDFで保存」とあります。 前段の記載より、提案書に関して、添付資料は一切認められないとの理解でよろしいでしょうか。もしくは後段の記載より、添付資料が認められる場合、その内容について、明示いただけないでしょうか。	1(4)は、添付書類の提出自体を禁じるものではありません。ここでの「指定」とは、提出書類一覧表に掲げる各様式の様式フォーマット、書式、ファイル形式及び枚数制限に関する指定を意味します。 提案書に関する添付書類は、様式8-17（その他提案書作成に関するバックデータ等）として提出してください。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
96	様式集	9	2	2-1	6	【各様式記入要領】 共通事項	「各様式の提出枚数が複数枚の場合には、様式の右肩に通し番号を記載」とありますが、様式7に関しては、「7-1-1」「7-1-2」との枝番表記に加えて、【1】事業実施、【2】設計、【2-1】意匠計画の考え方…との分類があります。 通し番号については、枚数制限が示されている様式ごと（7-1-1, 7-1-2…）に「ページ数／当該様式枚数」を記載することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
97	様式集	9	2	2-1	10	【各様式記入要領】 共通事項	「提出書類は様式番号毎にインデックスを付ける」とありますが、各様式の前にインデックスシート（ファイル用の仕切カード）を挟み込む形でもよろしいでしょうか。	質問の方法でも差し支えありません。
98	様式集	9	2	2-1	10	【各様式記入要領】 共通事項	「提出書類は様式番号毎にインデックスを付ける」とありますが、「様式番号毎」について、様式7に関しては、「7-1-1」「7-1-2」との枝番表記に加えて、【1】事業実施、【2】設計、【2-1】意匠計画の考え方…との分類があります。 インデックスについては【カッコ】で示された様式区分で付けることでよろしいでしょうか。	インデックスは、落札者決定基準の項目（【2】設計、【2-1】意匠計画の考え方等）毎ではなく、様式番号（7-1-1等）毎に付すものとします。
99	様式集	10	4		1	電子データの提出について	「入札時（提案審査書類提出時）における提出書類（各様式）の電子データ」は、「様式7～7-3-3」「様式8～8-17」「様式9～9-1」を指し、正本・副本の各データを収録する理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
100	様式集					（様式9-1） 共通①（様式●-●-●）	（様式9-1）及び共通①（様式●-●-●）の余白サイズは、小さくするなど自由に調整してもよろしいでしょうか。	差し支えありません。
101	様式集					共通①	様式フォーマット共通①について、余白の調整やフォント、枠の着色等は適宜変更してよろしいでしょうか。	差し支えありません。
102	様式集					（様式7-1-5）（事業実施） 地域社会・経済への貢献に関する提案書	当グループ構成員ではなく、協力企業として参加する会社の社名を提案書記載してもいいのでしょうか。ご指示お願いいたします。	協力企業の名称は、応募者の特定につながるおそれがあるため、一切記載しないでください。所在地（行政区）及び業種の区分（建築工事、〇〇設備工事等）の記載は、差し支えありません。
103	様式集					（様式7-1-5）（事業実施） 地域社会・経済への貢献に関する提案書	地域社会の貢献において、地域企業への発注予定業者一覧表等を提案する場合、関心表明書を頂き提案書添付書類として提出しなければいけないでしょうか。ご指示お願いします。	関心表明書の添付は、任意となります。 なお、発注予定業者一覧表等には、企業の名称は一切記載しないでください。所在地（行政区）及び業種の区分（建築工事、〇〇設備工事等）の記載は、差し支えありません。
104	様式集					（様式7-1-5）（事業実施） 地域社会・経済への貢献に関する提案書	関心表明書を提案書の添付してもよろしいでしょうか。	No.103の回答を参照してください。
105	設計・工事請負契約仮契約書（案） 設計・工事請負契約約款	11	35	1		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	請負代金変更請求に関して、「発注者又は受注者は、事業期間内でこの契約締結の日からから12 月を経過した後～」と記載されております。起算日が積算時に近い提案書提出日から契約締結日まで約6ヶ月の期間があり、その期間が事業者リスクとなっております。昨今では、建築コストが上がる傾向にある社会情勢を踏まえ、積算時期に近い提案書提出日を起算日とするPPP案件の先行事例が多くなっておりますので、起算日変更の協議に応じて頂くことは可能でしょうか。	起算日は変更しません。原文のままとします。
106	設計・工事請負契約仮契約書（案） 設計・工事請負契約約款	11	35	1		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	「賃金水準又は物価水準の変動により工事費が不適當に」と記載がありますが、本契約書は設計・工事請負契約書となっておりますので、設計費も含むとの理解で宜しいでしょうか。	本条項に規定する「工事費」に設計費は含みません。 仮契約書（案）別紙1「請負代金の構成」の表に掲げるとおり、設計費は工事費とは別にしています。
107	設計・工事請負契約仮契約書（案） 設計・工事請負契約約款	11	35	1		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	第35条に「工事費が不適當となったと認めたとき」と記載がありますが、本契約は「設計・工事請負契約書」ですので、工事費とは設計費も含むとの理解でよろしいでしょうか。	No.106の回答を参照してください。
108	設計・工事請負契約仮契約書（案） 設計・工事請負契約約款	11	35			賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	設計・工事請負契約仮契約書（案）第35条で賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更について謳われております。 それとは別の事となりますが、貴市において『令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価の適用に係る特例措置』が講じられています。仮に翌年以降も『公共工事設計労務単価の適用に係る特例措置』が講じられた場合、本事業も特例措置の対象となりますでしょうか。	令和6年2月20日付け「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価の適用に係る特例措置について」は、設計・施工一括発注方式による整備事業は適用対象外となっています。 したがって、本事業は、翌年以降に同様の特例措置が講じられた場合においても、対象にはなりません。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
109	設計・工事請負契約仮契約書（案） 設計・工事請負契約約款	11	35			賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	貴市が定める【技能労働者への適切な賃金水準の確保について】について、翌年度以降も同様の措置が講じられた場合、当業務についても対象になるとの認識で宜しいでしょうか。	令和6年2月20日付け「令和6年度設計業務委託等技術者単価の適用に係る特例措置について」は、設計・施工一括発注方式による整備事業は適用対象外となっています。したがって、本事業は、翌年度以降に同様の特例措置が講じられた場合においても、対象にはなりません。
110	設計・工事請負契約仮契約書（案） 別紙2	21				書類間の優先順位に係る特約条項	3月25日に公表された『実施方針等に関する質問への回答』で回答された項目について、入札説明書等で特に記載が変更されていないものは『実施方針等に関する質問への回答』が有効という理解でよろしいでしょうか。	入札説明書第1の「なお」以下（1頁）をご参照ください。令和6年3月25日に公表した「実施方針等に関する質問への回答」と入札説明書等で特に記載が変更されていないものと相違がある場合は、入札説明書等に記載する内容を優先するものとします。